

議 事 日 程

平成 2 7 年 第 1 3 回 定 例 会
1 2 月 1 8 日 (金) 午 後 3 時
五所川原市中央公民館 2階 第3会議室

- 第 1 開会
- 第 2 会議録署名委員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 前回会議録の承認 (第 1 2 回定例会)
- 第 5 教育長の報告
- 第 6 付議案件
 - 1 議案第 2 8 号 教育長の青少年赤十字指導講師の兼職及び職務に専念する義務の免除について
- 第 7 その他

※ 次回定例会開催予定日 平成 2 8 年 1 月 2 1 日 (木) 午 後 1 時 3 0 分
五所川原市金木庁舎 4階 第 1 会議室

平成 2 7 年

五所川原市教育委員会
第 1 3 回 定 例 会

五所川原市教育委員会

目

次

付議案件

- 1 議案第28号 教育長の青少年赤十字指導講師の兼職及び職務に専念する義務の免除について P 1

その他

- 1 第2回五所川原市総合教育会議について P 4
- 2 金木高等学校市浦分校に係る県教育委員会への要望について P 6
- 2 県費負担教職員の交通事犯について P 7
- 3 学習状況調査の結果とその分析について 別綴
- 4 第5回走れメロスマラソンについて 別綴

議案第 28 号

教育長の青少年赤十字指導講師の兼職及び職務に専念する義務の免除について

教育長が青少年赤十字指導講師の再委嘱を受けるにあたり、教育長の職務に専念する義務の免除について、承認を求める。

平成 27 年 12 月 18 日提出

五所川原市教育委員会教育長 長 尾 孝 紀

提案理由

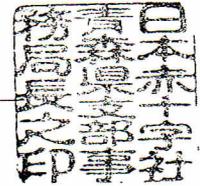
「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 11 条第 7 項及び「五所川原市教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例」第 3 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、教育長の青少年赤十字指導講師の兼職に関し、職務に専念する義務の免除の承認を求めるため、提案するものである。

青支振第 566 号

平成 27 年 12 月 8 日

青少年赤十字指導講師
長尾孝紀様

日本赤十字社青森県支部
事務局長 奥川洋



青少年赤十字指導講師の再委嘱にかかる意思確認について

青少年赤十字の普及・促進のためにこれまでご尽力を賜り加盟施設校による活動も活発になりつつありますことは、偏に貴職のご指導の賜であり、ここに深く感謝申し上げます。

さて、平成 28 年 3 月 31 日付けをもちまして指導講師委嘱期間満了を迎える貴職へ再委嘱の意思を確認いたしたく、別紙によりご回答くださいますようお願い申し上げます。

貴職につきましては、引き続き青少年赤十字の普及・促進にお力添えを賜りたく、何卒よろしくようお願い申し上げます。

記

1. 委嘱期間 (5 ヵ年)

自：平成 23 年 4 月 1 日

至：平成 28 年 3 月 31 日

2. 再委嘱期間 (5 ヵ年)

自：平成 28 年 4 月 1 日

至：平成 33 年 3 月 31 日

3. その他

別紙意思確認書に必要事項をご記入のうえ、平成 27 年 12 月 25 日 (金) までに同封いたしました返信用封筒にてご返送下さいますようお願い申し上げます。

(本件に関するお問い合わせ先)

組織振興課 大石 敦史

TEL 017-722-2011

FAX 017-735-3502

(服務等)

- 第11条** 教育長は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- 2 教育長又は教育長であつた者が法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を發表する場合においては、教育委員会の許可を受けなければならない。
- 3 前項の許可は、法律に特別の定めがある場合を除き、これを拒むことができない。
- 4 教育長は、常勤とする。
- 5 教育長は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。
- 6 教育長は、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。
- 7 教育長は、教育委員会の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。
- 8 教育長は、その職務の遂行に当たっては、自らが当該地方公共団体の教育行政の運営について負う重要な責任を自覚するとともに、第1条の2に規定する基本理念及び大綱に則して、かつ、児童、生徒等の教育を受ける権利の保障に万全を期して当該地方公共団体の教育行政の運営が行われるよう意を用いなければならない。
- 第12条** 前条第1項から第3項まで、第6項及び第8項の規定は、委員の服務について準用する。
- 2 委員は、非常勤とする。

～ 略 ～

(会議)

- 第14条** 教育委員会の会議は、教育長が招集する。
- 2 教育長は、委員の定数の三分の一上の委員から会議に付議すべき事件を示して会議の招集を請求された場合には、遅滞なく、これを招集しなければならない。
- 3 教育委員会は、教育長及び在任委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第6の規定による除斥のため過半数に達しないとき、又は同一の事件につき再度招集しても、なお過半数に達しないときは、この限りでない。
- 4 教育委員会の会議の議事は、第7ただし書の発議に係るものを除き、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、教育長の決するところによる。
- 5 教育長に事故があり、又は教育長が欠けた場合の前項の規定の適用については、前条第2の規定により教育長の職務を行う者は、教育長とみなす。
- 6 教育委員会の教育長及び委員は、自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、教育委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。
- 7 教育委員会の会議は、公開する。ただし、人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席者の三分の二以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。
- 8 前項ただし書の教育長又は委員の発議は、討論を行わないでその可否を決しなければならない。
- 9 教育長は、教育委員会の会議の終了後、遅滞なく、教育委員会規則で定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

(務に専念する義務の免除)

- 第3条** 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ教育委員会の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。
- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）により交通を制限され、若しくは遮断され、又は入院した場合
- (4) 前3号に規定する場合を除くほか、教育委員会が別に定める場合

第2回 五所川原市総合教育会議

日時：平成27年12月25日（金）10時～

場所：五所川原市中央公民館 2階 第1会議室

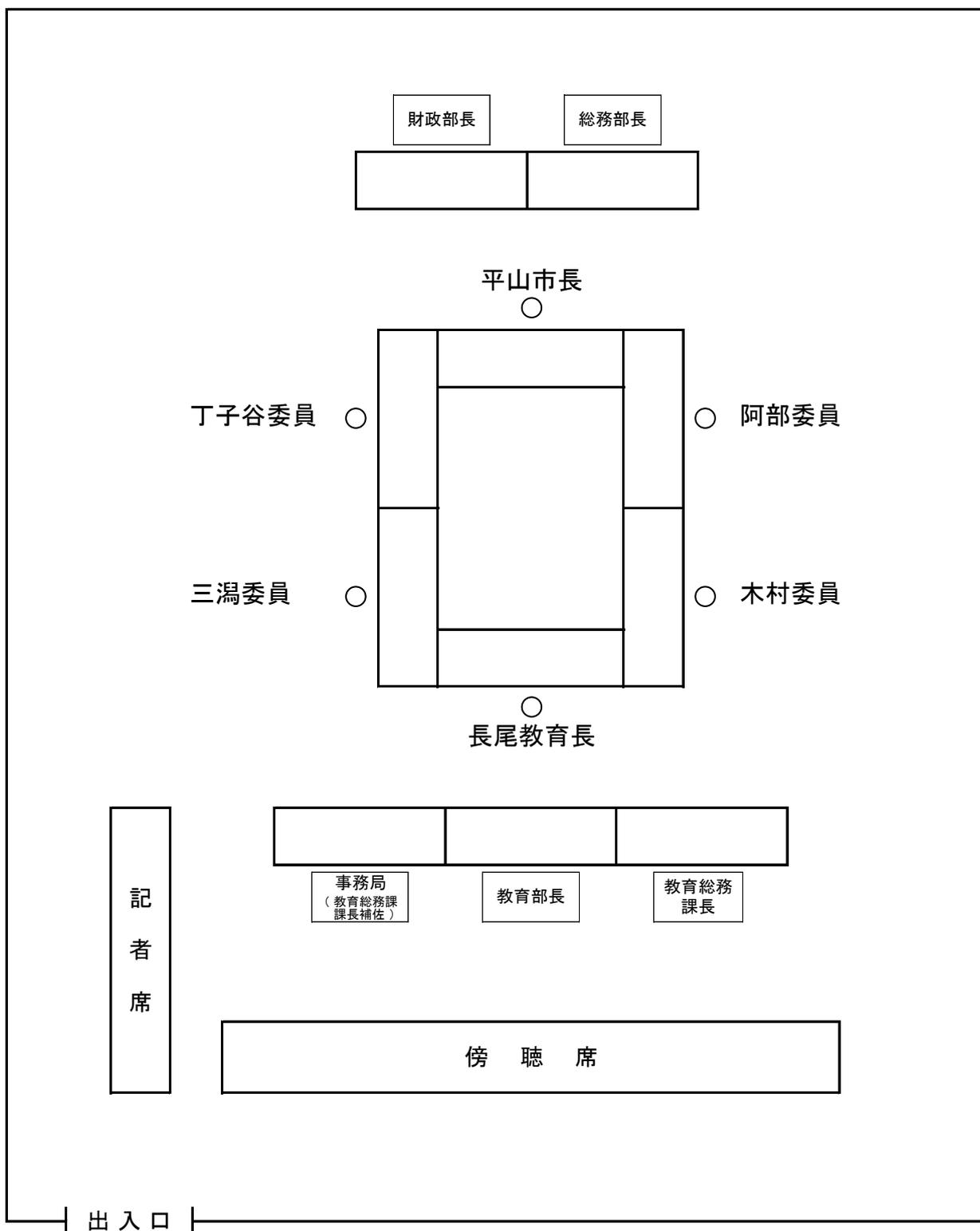
次 第

- 1 開会
- 2 市長あいさつ
- 3 教育長あいさつ
- 4 意見交換
- 5 閉会

平成27年度 第2回 五所川原市総合教育会議 席 図

日時：平成27年12月25日(金) 10時～

場所：五所川原市中央公民館 2階 第1会議室



五教総発第 号
平成27年12月 日

青森県教育委員会教育長 殿

五所川原市長 平 山 誠 敏

金木高等学校市浦分校の募集停止に伴う要望について

市教育委員会では、金木高等学校市浦分校の在り方について、県教育委員会と募集停止に関して協議を重ねてきたところであります。

10月7日の第1回五所川原市総合教育会議において、市教育委員会5月定例会で決議した平成29年度入学生からの募集停止に関して、これまでの経緯に基づいた総合的な判断から、設置者である市の方針として決めました。

市教委では方針を受け、保護者説明会及び地域説明会を開催するなど、平成29年度募集停止に向けた準備を進める中で、これからの高等学校教育改革に向けて下記のとおり要望しますので、対応について文書で回答くださるようよろしくお願いいたします。

記

- 1 不登校経験など様々な事情を抱えた生徒を受け入れてきた市浦分校の役割が、他の県立高校において対応が継続されること。
- 2 数ある県立高校の中で、これまでも市浦分校を選択する生徒がいたように、生徒の実情に応じたきめ細やかな指導及び地域バランスのとれた津軽北部への高校配置。
- 3 経済的理由のほか、小泊地域などのように地理的にも不便な生徒に対する通学支援。

担当：五所川原市教育委員会
教育総務課学務係 丁子谷
電話 0173-35-2111 内線 3309